2019年2月1日施行

発行：日本フォーミュラスリー協会（JF3A）

2019年 日本F3協会規定

■目次■

第1章　参加規定

1. 参加エントラントの遵守事項

2. 日本F3協会-Nクラス

3. 登録エントラント

4. 競技会への参加申し込み

5. コントロールタイヤ

第2章　競技規則

1. タイヤ規定

2. ピットガレージ

3. 作業要員識別腕章車載

4. 映像の提供義務について

第3章　テスト規定

第4章　広告スペースの提供及び識別ステッカー貼付

第5章　写真の利用

第6章　暫定表彰式

第7章　得点、及び賞典の授与

第8章　罰則

第9章　要望と進言

第 1 章　　参加規定

1. 参加エントラントの遵守事項

FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則、JAF 国内競技規則およびその付則、2019 年全日本フォーミュラ 3 選手権統一規則、競技会特別規則、そして日本フォーミュラスリー協会（以下 F3 協会）の定める本規定を遵守するものとする。

2. 日本 F3 協会-N クラス

F3 協会は、日本自動車連盟が定める「選手権タイトル」とは別に、F3 協会が規定した車両で参加したドライバーを対象とする、「日本 F3 協会-N クラス（F3-N クラス）」を設定する。

3. 登録エントラント

2019 年全日本フォーミュラ 3 選手権シリーズへの参加に際しては、JAF への公式登録手続きと共に、必ず F3 協会に対し登録の申請を行うこととする。なおこの、F3 協会への登録を完了したエントラントを、本規定の登録エントラントと称する。

登録エントラント手続きは、F3 協会指定の書類：「登録エントラント参加申し込み用紙」に必要事項を記載、署名、捺印し、F3 協会へ申請、認可を要する。

登録エントラントは、2019 年全日本 F3 選手権への参加資格・「登録エントラント対象価格」にてタイヤチケットを購入する資格、及び F3 協会設定の占有走行に参加する資格を有する。

また、登録エントラントは、現在および将来にわたり、自己、自己の役員、自己の支配的株主、または自己の代理もしくは媒介をする者その他関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他暴力団もしくは暴力団を不当に利用する者、暴力、威力もしくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する者、またはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを確約すること。

4. 競技会への参加申し込み

各競技会参加申し込みは、全て F3 協会にて以下の三通りの方法にて受け付ける。なお、以降の消費税表記については税率 8%時のものとする。

1)　シーズン前に全大会を一括して申し込む「年間エントリー」

参加料 1 台分　2019 年　　1,140,000 円（消費税含む）

※ 2019 年 F3-N クラスについては、先着 5 台の年間登録エントラントに対し、参加奨励金として 1 台あたり 100 万円（税込）を最終戦終了後に授与する。ただし、当該車両が 2019 年シリーズの 10 戦以上に参加した場合に限る。

2) シーズン前に参加希望競技会のみを申し込む「複数エントリー」

登録手数料 10,800 円の他、下記参加料を合算した金額とする。

a) 1 大会 2 レース開催の、シリーズ第 1 戦/第 2 戦、第 9 戦/第 10 戦、第 11 戦/第 12 戦、第 19 戦/第 20 戦は、1 台あたり参加料 150,000 円（消費税込み）×参加大会数とする。

b) 1 大会 3 レース開催のシリーズ第 3 戦/第 4 戦/第 5 戦、第 6 戦/第 7 戦/第 8 戦、第 13 戦/第 14 戦/第 15 戦、第 16 戦/第 17 戦/第 18 戦は、1 台あたり参加料 200,000 円（消費税込み）×参加大会数とする。

3) 競技会毎に参加申し込みの「単独エントリー」

参加料 200,000 円（消費税含む）＋登録手数料 10,800 円（消費税含む）

4) 年間エントリーを希望するエントラントは、本項 1）に定める参加料とともに年間レースウィーク占有走行参加料として 900,000 円（消費税込み）を支払うこととする。この参加料に関しては、必要に応じてシーズン中に協会より追加支払いの請求、または返金が行われる場合がある。

すべての方法とも、予め JF3A 事務局へ参加の意思表示を行い、必要な手続きを行うこととする。

※ JAF に対する公式登録及び F3 協会に対する登録エントラントの手続きは別途必要になる。

※ 「年間エントリー」エントラントに対し、シリーズ年間パスが支給される。発行枚数は、1 エントラントに対しドライバー/エントラント代表者/ピットクルー分の合計 6 枚、F3-N クラス合計 5 枚とする。但し、同一エントラント代表者で 2 台以上の車両のエントリーがあった場合には 2 台目以降から前記規定枚数にピットクルー1 名の追加分が支給される。また、F3 協会に対して「年間ゲストパス使用に関する誓約書」を提出した場合は、年間ゲストパスが参加車両 1 台につき 3 枚、F3-N クラスの場合は 4 枚が支給される。

※ なお、本登録に伴い協会に支払われた参加料、登録手数料については原則として返金はしないものとする。

5)　協会が定める公式スケジュールにおけるエンジン監視員に関する費用は別途エントラント負担とする。

5. コントロールタイヤ

1)使用タイヤ

2019 年シリーズで使用できるタイヤは横浜ゴム株式会社製全日本 F3 選手権専用タイヤとする。

2)タイヤ購入方法

タイヤの購入は注文前に代金の振り込みを完了後、電話連絡および E メールにて F3 協会事務局宛に注文を行うこととする。

・E メールアドレス　：t-taguchi@j-formula3.com

・電話番号　：0550-70-7877

・指定口座　三井住友銀行　旗ノ台支店

普通　7182409

日本フォーミュラスリー協会

（ニホンフォーミュラスリーキョウカイ）

3)販売価格(下記全て消費税込みの総額表示。なお消費増税時には事前公示の上、価格改定を行う)

a)登録タイヤ（登録エントラントに対してのみ販売するタイヤの総称）

：フロントタイヤ		24,000 円
リアタイヤ		28,500 円
1 セット		105,000 円

1. 登録タイヤは、第 2 章 競技規則 第 1 項 b に定める大会用・セット数のみとする。
2. ドライ、レインともに同価格とする。
3. 登録タイヤの年間購入数量は、第 2 章 1.タイヤ規定にて定める。

b)一般用タイヤ	：フロントタイヤ		29,000 円
	リアタイヤ		32,750 円
	1 セット		123,500 円

1. 「一般用タイヤ価格」とは、登録エントラントおよび登録エントラント以外が練

習などを目的に購入を希望する場合の価格を指す。

2. ドライ、レインともに同価格とする。

6) タイヤに関する守秘義務

上記 F3 用タイヤを購入したエントラントは、そのタイヤ使用に関して知り得た技術的情報、および横浜ゴム株式会社の営業上の情報などについての守秘義務を負うこととする。

第 2 章　競技規則

1. タイヤ規定

a）使用制限対象

1. 登録を完了した全エントラントはタイヤ使用制限の対象となる。
2. F3 協会が関与する走行スケジュール(専有走行など)、また公式予選、決勝レースにおいては横浜ゴム株式会社製のタイヤのみ使用を可能とする。

b）購入・使用可能セット数

1. 登録エントラントが 2019 年全日本 F3 選手権各大会の走行初日となる専有走行開始から、当該レースウィーク最終決勝レース終了までに購入できる新品ドライタイヤ（=登録タイヤ）のセット数は登録された車両 1 台・ドライバー1 名に対し以下の通り定める。

第 1 大会	鈴鹿サーキット	5 セット	
第 2 大会	オートポリス	7 セット	
第 3 大会	岡山国際サーキット	6 セット	
第 4 大会	スポーツランド SUGO	5 セット	
第 5 大会	富士スピードウェイ	5 セット	
第 6 大会	スポーツランド SUGO	6 セット	
第 7 大会	ツインリンクもてぎ	6 セット	
第 8 大会	岡山国際サーキット	5 セット	合計　45 セット

2. 前項登録タイヤセット数については、車両およびドライバー双方について有効とする。登録タイヤは F3 協会からのみ購入することができる。

c）タイヤマーキング

1. 開幕大会の木曜（2019 年 4 月 18 日）の専有走行セッションまでは、中古の一般用タイヤを使用することができるが、それ以外の各大会レースウィークの専有走行から最終決勝レース終了まで、一般用タイヤを使用することはできない。
2. 当該競技会開催以前に購入したドライタイヤへの追加マーキングや、既に貼付されているマーキングを消去してリマーキングを行うことは禁止する。
3. 各競技会の公式予選～最終レース終了まで使用するドライタイヤは、その当該競技会にて供給されたドライタイヤのみ使用が可能となり、その大会マーキングが施されたものしか使用できない。

2. ピットガレージ

大会オーガナイザーより F3 に割り当てられたピットガレージ数が参加エントラント数に満たない場合は、当該大会までのランキングを優先して割り当てるものとする（開幕戦の場合は前年度のランキングを参照する）。また、ピットガレージが全エントラントに割り当てられない状況の場合に、ガレージを割り当てられなかったエントラント用コースインゲートとして 1 ピット空ける場合がある。なお、ピットガレージが割り当てられなかったエントラントが発生した場合、テント設営等に付帯する設備費用全額は、参加エントラントが等しく分担することとする。

3. 作業要員識別腕章

2019 年全日本 F3 選手権統一規則第 21 条に記載の作業につくことのできる 3 名は、F3 協会が配布する識別用の腕章を着用しなければならない。

4. 車載映像の提供義務について

各大会のレースウィークにおける専有走行～最終レース終了までの間、協会の貸与する車載カメラ機材、または登録エントラントが各々準備する機材により、走行中の車載映像を撮影・記録すること。また、当該機材により撮影した映像については、エントラントおよびドライバーが運転技術向上等の用途に使用・保管出来るが、有償、無償を問わずネット、プロモーション等での公開は、協会が許可した場合を除いて禁止する。なお、上記映像に関しては協会の要請に応じて提供しなければならない。

第 3 章　テスト規定

1. 登録エントラントは、F3 協会が関与する走行スケジュール(専有走行など)に参加できる。なお、この F3 協会が関与する走行スケジュール(専有走行など)参加に際しては以下の項目を満足していなければならず、違反があった際には罰則を課せられる場合がある。

2.　F3 協会が関与する走行スケジュール(専有走行など)に参加する場合は、F3 協会の定める指定の誓約書の提出を F3 協会へ完了していなければならない。またシリーズへの参戦を前提としたドライバー・エントラントの場合も事前に F3 協会へ登録する必要があり、シーズン終了後の合同テストを除き、登録した以外のドライバー・エントラントの出走は認められない。

3. 使用するピットガレージは、F3 協会が指定する。

4. レースウィーク木～金曜日の F3 協会設定専有走行は当該大会参加ドライバーのみ参加・走行できる。また複数台エントリーのエントラント内で車番とドライバーは事前登録に合致していなくてはならない。

5. プライベートテストは、原則として各サーキットが設定する四輪、フォーミュラのスポーツ走行のみとする。なお、次大会開催サーキットが設定する通常のスポーツ走行については、大会当該前週の土曜日から当該週の火曜日は走行できない。ただし、幹事エントラントが走行 1 カ月前までに F3 協会事務局に申請の上、協会事務局を通じて参加エントラントを公募する場合にのみ専有走行を行うことができる。なお、次大会開催サーキットでは 2 週前の土曜～レースウィーク当該週の火曜までは専有走行を行うことはできない。

6. F3 協会が関与する走行スケジュール(専有走行など)において、同一セッション中に 2 回赤旗の原因となったドライバーは、その当該セッションの残り時間を走行することはできない。

7. F3 協会が特に認めた場合、上記各項に関わらずテストを行うことができる。但し、テストを希望するチームはその理由を明記し、F3 協会へ申請し、F3 協会の指示に従うこととする。

第４章　広告スペースの提供及び識別ステッカー貼付

登録エントラントは、以下広告スペース（寸法及び貼付位置は別紙参照）を提供しなければならない。なお、参加者は大会オーガナイザーあるいは F3 協会の都合によって特定の広告が拒否される場合があることを予め承知していなければならない。

1. ヨコハマタイヤステッカー、ワッペンおよび傘

　フロントノーズに横浜ゴム指定ステッカーを 1 枚、及びサイドポンツーン部もしくはエンジ

ンカウル部に指定ステッカーを左右各 2 枚貼付すること。また、参加ドライバーのレーシングスーツ胸部に指定のワッペンを 1 枚、ヘルメットに指定ステッカーを 1 枚貼付すること。横浜ゴム支給の傘をグリッド上にて可能な限り使用、露出をすること。

2. オートスポーツミラーステッカー

オートスポーツ誌指定ステッカーを、左右のバックミラー前面部に貼付すること。

3. F3-N クラス識別ステッカー

ステアリングタイロッド､バックストラクチャーに F3 協会配布蛍光色シートを貼付すること。

4. JAF ステッカー

JAF より供給のステッカーを車両のサイドから視認出来る任意の場所に、左右各 1 枚貼付すること。

5. ゼッケンベース部スポンサースペース

フロントノーズゼッケン部、及びリアウイング翼端版ゼッケンの上下スペースに、スポンサーロゴを記載した「ゼッケンベース」を貼付する場合がある。なお、このゼッケンベースは F3 協会より配布される。

第５章　写真の利用

F3 協会にて撮影した登録エントラントの写真・映像は全日本 F3 選手権の広報活動及び F3 協会スポンサー（パートナー）企業の広報、あるいはプロモーション活動に使用することを承知していなければならない。なお、登録エントラントは F3 協会が所持する写真を、申請により無償にて使用することができる。また、映像素材については F3 協会へ使用目的等を申請することにより、有償にて使用することができる。但し、使用目的によっては認められない場合もあることを承知していなければならない。

第６章　暫定表彰式

決勝レースにおいて 1 位から 3 位に入賞したドライバー（F3-N クラスも同様）は、大会審査委員会、競技長等からの呼び出し等のない場合は、決勝終了直後に行われる暫定表彰式および記者会見に必ず出席すると共に、タイヤメーカーが指定する帽子を着用しなければならない。なお、体調不良等の理由により上記会見をやむを得ず欠席する場合は、診断書等の提出を基本とする。

また、F3-N クラスについてはその参加台数により、暫定表彰に参加できるドライバーの数が変動する場合がある。

第 7 章　得点、及び賞典の授与

1.F3-N クラス得点

F3 協会は、F3-N クラスの参加台数に関係無く、決勝レースの F3-N クラスとしての順位に基づきそのドライバーに得点を与える。

なお、各大会の得点は以下の通りとする。

a)　決勝レース F3-N クラス順位に基づく得点：1 位―10 点、2 位―7 点、3 位―5 点、4 位―3 点、5 位―2 点、　6 位―1 点。

b)　F3-N クラス公式予選最上位ドライバーに 1 点。

c)　F3-N クラス決勝レース最速タイムを記録したドライバーに 1 点。

d）2019 年 F3-N クラスについては全 20 戦中 15 戦を有効としランキングを決定する。

2.賞典

a)「全日本 F3 選手権」における、合計の最高得点者（ドライバー部門選手権者）に対し、YOKOHAMA 賞として 1,000,000 円（税込）を授与する。

b)「日本 F3 協会-N クラス」における、合計の最高得点者（F3-N クラスチャンピオン）に対し、日本 F3 協会より 500,000 円（税込）の賞金を授与する。

その他、日本 F3 協会賞として、「全日本 F3 選手権」「日本 F3 協会-N クラス」それぞれ参加台数により、最大で上位 3 名にトロフィまたは楯を授与する。

第 8 章　罰則

本「日本フォーミュラスリー協会規定」の各項に違反行為があった場合は、日本フォーミュラスリー協会理事会にて審議され、登録エントラントの資格停止などの罰則が課される場合がある。

第９章　要望と進言

登録エントラントは、１エントラントとして要望や進言をすることが出来る。

以上